

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区烏山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター横浜ホール 3 階
横浜市車椅子の会内

KSK じんかれんニュース

NO. 4 2 2 0 1 9 年 4 月 号

編集人/ NPO 法人じんかれん
(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2
神奈川県精神保健福祉センター内
TEL 045-821-8796 FAX 045-821-8469
E-mail: jinkaren@forest.ocn.ne.jp
URL: jinkaren.net

◆県内バス運賃 精神障害者 割引促進へ

知事、2019 年度から明文化

黒岩祐治神奈川県知事は 2 月 18 日、精神障害者を対象にしたバス運賃の割引について、2019 年度からの「かながわ障がい者計画」に「割引の導入拡大を図る」と明記した上で、事業者に対してさらなる働き掛けを行うことを明らかにした。県内のバス運賃は、身体障害者は 1952 年から、知的障害者は 1981 年から運賃割引が適用され、現在は本人と同伴者 1 人までが半額で乗車できる。だが、精神障害者への対応は遅れている。県内では 26 事業者が路線バスを運行しているが、精神障害者に対する割引があるのは、他県にまたがる路線

を運行している 2 社のみという。県は新たな障害者計画に「精神障害者に対する県内バス運賃の割引の導入拡大を図る」と書き込み、課題として明文化。事業者に対し、割引導入の働き掛けを続けていく。また、障害者に対し割引や配慮を行う事業所を集め、ホームページや障害者団体を通じて周知することも検討。知事は「こうした取り組みを進めることで精神障害者の社会参加を後押しする」と述べた。同日の県議会本会議で、てらさき雄介氏（立憲民主党・民権クラブ）の代表質問に答えた。

(2019. 2. 19 神奈川新聞より)

平成 31 年第 1 回県議会定例会 てらさき雄介議員（相模原市中央区選出）の代表質問と知事答弁
※代表質問の中の「精神障がい者に対する支援の充実について」の部分の Q & A です。

平成 31 年第 1 回 県議会定例会

(障害福祉課)

てらさき 雄介 議員（会派：立憲民主党・民権クラブ）		2 月 1 8 日	代表質問
質 問	3 福祉・医療における取り組みについて (2) 精神障がい者に対する支援の充実について 平成 26 年に障害者権利条約が批准され、国内法の整備が進み、障がい者施策は一元化されているが、精神障がい者に対する支援は、身体障がい者、知的障がい者に比べて進んでいるとは言えない。		

	<p>例えば、平成 29 年 9 月の代表質問でバス運賃の割引導入を質問した際、知事から前向きな答弁をいただいたが、バス事業者は未だに精神障がい者に対するバス運賃の割引は難しいと主張している。このように、遅れている精神障がい者に対する支援を充実させ、地域で安心して暮らすことができる環境を整えていくことは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を具現化するために重要な課題である。そこで、「ともに生きる社会かながわ」を実現して行くために、精神障がい者に対する支援について、県は今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺いたい。</p>
<p>知事答弁</p>	<p>次に、精神障がい者に対する支援の充実についてです。</p> <p>精神障がい者が、地域でその人らしく暮らすためには、必要な支援が受けられ、制限なく社会参加ができる環境を整えることが必要です。これまで、県では、精神障がい者が安心して地域で生活を送れるよう、暮らしの場となるグループホームの開設を支援してきました。その結果、精神障がい者を受入れられるグループホームの数は、平成 26 年の 1 7 3 か所から、昨年は 2 5 9 か所に増加しています。また、医療、福祉、介護などの関係者と、精神障がい者に対応する地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議を進めています。そうした中、さらに精神障がい者の社会参加を進めるためには、行政だけでなく民間事業者などを含めた社会全体で支援していく気運の醸成と仕組みが必要です。そこで、今年度改定する「かながわ障がい者計画」に、「精神障がい者に対する県内バス運賃の割引の導入拡大を図る」ことを初めて位置付け、引き続きバス事業者に対して割引導入の働きかけを行います。さらに、社会参加しやすい環境を整備するため、具体的な取組みとして、障がい者向けに割引や配慮を行う事業所の情報を広く収集し、ホームページや障がい者団体を通じてお知らせすることも考えています。県としては、こうした取組を進めることにより、精神障がい者の社会参加を後押しし、誰もがその人らしく暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。</p>
<p>再質問</p>	<p>精神障がい者への支援の充実について答弁を受けて 1 点再質問する。いくつかの具体的な取り組みをいただいたので、ぜひお願いしたい。その中で県の行政の計画である障がい者計画にもしっかり精神障がい者に対する様々な支援、バスの割引運賃なども盛り込んでいくということであるし、このことは評価したい。一方で計画に盛り込まれたということは、県としてその実現に向けて断続的かつ継続的に行うことが求められる。どのように具体的に取り組んでいくつもりなのか、合わせて所見を伺う。</p>
<p>知事答弁</p>	<p>バス運賃割引の導入に向けた具体的な取り組みについてお尋ねがありました。バス協会及びバス事業者とは割引導入に向け、今後も粘り強く協議していきたいと考えています。</p> <p>具体的には、これまでのように県が単独で要請するだけではなく、精神障がいの関係団体の皆様などと連携しながら働きかけることも検討していきたいと考えております。</p>

<p>質 問 者 要 望</p>	<p>具体的な取り組みを期待したい。質問の中で触れたとおり、精神障がい者の方が交通の様々な不便性から、結果として社会の中に出ていけないという現実的な問題がひとつある。合わせて、精神障がい者の施策の問題というのは、他の二障がいと比べて少し差がある分野があったりすることによる、人間の平等に生きていきたい、あるいは、なぜ自分たちだけが、という人間の尊厳の問題であり、そういう意味での怒りの声というのを当事者や家族からよく聞くことがある。バス事業者についてもやる、やらないという〇×方式ではなくて、そもそもなぜできないのか、お金の問題があるのであれば、どうやって解消されるのか、ということが前向きにテーブルに、つけて行けないということにも、また大きな問題があるのだらうと思うので、今、知事が答弁した枠組みを作ってもらい、一日でも早くバス割引運賃を初めとした精神障がい者に対する支援が拡充されるよう求める。</p>
----------------------------------	---

◆つながりのある地域づくりをめざして
～地域共生社会の時代に私たちができること～

平成 3 1 年 2 月 4 日 神奈川県民ホールにて
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会政策提言活動
平成 3 0 年度地域福祉推進のための課題共有シンポジウム

人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた施策が進められてい

ます。そこで県立保健福祉大学教授臼井正樹氏による「政策提言活動から見えてきたこと」と題する基調説明と福祉現場・地域の最前線で活動する三者による活動報告とパネルディスカッションが行われました。

◎救護施設岡野福祉会館施設長 石井謙次氏による施設紹介とその役割

救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を送るのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設です。平成 27 年 10 月現在で、全国に 184 箇所あり、

約 17,000 人のさまざまな障害を持つ人がともに生活を送っています。生活保護の受給者が対象となります。地域におけるセーフティネットとして、命と生活そのものを支える存在となっています。

◎救護施設の位置付け

救護施設は、生活保護法を根拠とする保護施設であり、社会福祉法における第 1 種社会福祉事業です。生活保護法第 38 条において次のように規定されています。救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とします。日本国憲法第 25 条

では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。生活保護法第 3 条では、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ」と規定されています。

◎救護施設を利用する人

救護施設は、他の障害者福祉施設と異なり、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種類に

よって対象が規定されておりません。実際に、救護施設には、身体障害のある人（視覚障害、聴覚

障害、肢体不自由などさまざま)、知的障害のある人、精神障害のある人、それらの障害を重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人が生活しています。

◎福祉現場・地域前線からの事例報告

(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会理事長 戸高洋充氏

◇精神障がいのある方の高齢問題

◆精神科病院に入院する患者 29 万人の 5 割が 65 歳以上 ◆グループホーム入居者高齢化支援と看取り ◆8050 問題 引きこもりの若者が長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関し

てなどの問題が発生するようになる。これは 80 代の親と 50 代の子の親子関係での問題であることから「8050 問題」と呼ばれるようになった。

◎「地域住民が力を合わせて皆で助け合う」小田原市酒匂 1 2 区きずなチーム自治会活動報告

日常生活に支障があり、支援を必要とする人が対象。民生委員、自治会役員の日常巡回、定期訪問などにより作業を受け、内容により『きずなチーム』が作業を行う。『きずなチーム』は地元の自

治会役員、民生委員を中心に構成された 33 名からなるボランティア団体で、地域で生活する障害者、高齢者の生活上の困りごとに対しての生活支援をしています。

《取り組む主な独自活動》

- ◆障子張り ◆除草 ◆窓拭き ◆ゴミ出し ◆古新聞搬出 ◆伐採、剪定、枝落とし ◆家財片付け
- ◆児童の見守り活動 ◆買い物 ◆電球の取り換え ◆防災訓練の個別安否確認練習 (まとめ:三富)

■生活困窮者自立支援制度

失業や病気、人間関係などの困難を抱え、経済的に困窮する人の生活再建を地方自治体がそれぞれの状況に応じて支援する仕組み。生活保護の手前で支える狙いで 2015 年 4 月にスタートした。自治体は相談窓口を設け、一人一人の支援計画を

作成。就労支援や子どもの学習支援のほか、就職活動を条件に家賃を支給する仕組みもある。県内は県(町村を所管)と 19 市が相談窓口を設置している。

※県と藤沢、平塚、鎌倉市は住居のない生活困窮者を対象に一定期間、住居や食事を無償で提供する「一時生活支援」を県内一般市初の試みとして 19 年度から共同でスタートすることになった。

(2019. 3. 3 神奈川新聞より)

◆災害被災地のコミュニティ再建と「地域包括ケア」の課題

～東日本大震災と熊本地震のコミュニティ再建支援事例から～

講師：東京大学 高齢社会総合研究機構 特任講師 後藤純氏
特定非営利活動法人 チーム安永(熊本県 益城町) 吉住 慶太氏

平成 31 年 2 月 12 日
かながわ県社会福祉会館にて
主催：神奈川県社会福祉協議会

日本大震災時のコミュニティ型仮設住宅・熊本地震時の地元住民 NPO 組織化等、講師自身に関わる被災地現地での取組を通して見えてきた「災害被

災地のコミュニティ再建と地域包括ケア」の課題提起、及び熊本地震被災地の住民 NPO 組織の実践報告を通して、各参加者が「災害と地域のあり方」

を考える機会とする研修会が開かれました。地震や風水害が頻発する状況の中、災害被災地では、住み慣れた地域からの避難や仮設住宅への入居等により従来の住民同士のつながりが維持できず、孤独感に苛まれる事例も報告されました。本研修会は、超高齢社会を見据えた災害被災地の復興に関する研究に取り組む講師から、東日本大震災での「コミュニティ型仮設住宅」、熊本地震での「住民による NPO 法人組織」等、講師自身が被災地で行う実践から見えてきた災害被災地の「地域包括ケア」実現に向けた課題を提起していただきました。併せて熊本地震被災地での NPO 住民組織による「地域復興のためのつながりを作

る」ための取組の発表を通し、災害被災地のコミュニティ再建と「地域包括ケア」の課題を探りました。東日本大震災の釜石市における復興まちづくり、熊本地震の益城町における仮設住宅設置などに取り組む中で、人生 100 年時代といわれる超高齢社会を見据えて、ハード面の復興計画だけでなく、被災者自身がコミュニティを築き、支え合える仮設の『まち』を目的に集会所やサポートセンター等を併設したバリアフリー構造の「コミュニティ型仮設住宅」のプロジェクトに取り組みました。

(まとめ：三富)

◆障害者権利条約講演会」報告

日時：2019 年 2 月 20 日(水) 会場：ハーモニーホール座間 小ホール

主催：神奈川県、 後援：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

第 1 部 講演会 12:40～14:10 テーマ：「精神障害者権利条例の精神と障害者差別解消法の理解」

講師：内嶋 順一氏 みなと横浜法律事務所 弁護士

第 2 部 シンポジウム 14:25～15:55 テーマ：「差別の実態と合理的配慮」

コーディネーター：みなと横浜法律事務所 弁護士 内嶋 順一氏

シンポジスト：

【肢体障害関係】平塚市肢体障害者福祉協会 【聴覚障害関係】公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会

【内部障害関係】日本オストミー協会神奈川支部 【精神障害関係】就労継続支援 B 型事業所「つくし」

【知的障害関係】社会福祉法人光友会 神奈川ワークショップ

《講演要旨》

1. 障害者権利条約への参加と国内法の整備

障害者権利条約は特定の国だけでなく、あらゆる文化、民族、宗教等、国ごとの違いを乗り越えて、全世界が「障害者の権利」を具体的に等しく認めようと「合意」したもので、国連が定めた様々な人権に関するルールの中で、初めて「障害者」の人権について「正面切って」定めた点は高く評価されます。この条約をつくるにあたって非障害者だけではなく、世界各地の障害者がスタッフとなり、連日話し合いをして決めていったそうです。これは、国連始



まって以来の極めて異例の出来事だったそうです。そこで、この条約のスローガンは「私たち(障害者)を抜きに私達のことを決めないで」となりました。この条約では、新しい「障害」の考え方を採用しました。今までの障害の考え方は「医学モデル」とよばれ、心や身体の機能が完全でなく、治療などでは補えない状態を「障害」と考える見方です。新しい「障害」の考え方は「社会モデル」とよばれ、障害者の生きにくさは、心や身体の機能に不具合があること(医学モデル)と社会にある壁(バリア)とがお互いに影響し合って生じると考える見方です。この見方は、障

害を「障害者個人の問題」と考えるのではなく、「障害者が生きている社会の問題」と広く考えるとところに際立った特徴があります。視覚障害者が歩くのに苦勞するのは「目が見えないこと」だけでなく、点字ブロックや音声誘導装置が整備されていないからだと考える見方です。このように、社会モデルに立った障害の見方は、障害のある・なしに関わ

らず、社会に生きる人々全員が自分のこととして「障害」を考える機会を提供する、とても大切な機能を持っています。障害者権利条約は、障害者が直面しているマイナスを、他の人並みのゼロまで引き上げるべきですよ、とっており、他の人より多く配慮すべきとは言っていません。「人並みの当たり前」を実現しようと言っています。



障害者権利条約の批准に備えた国内法の整備

- ◆平成 19(2007)年 9 月 28 日 日本が条約に署名
- ◆平成 23(2011)年 6 月 17 日 障害者虐待防止法成立
- ◆平成 23(2011)年 7 月 29 日 障害者基本法改正
- ◆平成 24(2012)年 6 月 20 日 障害者総合支援法成立
- ◆平成 25(2013)年 6 月 19 日 障害者差別解消法成立
- ◆平成 26(2014)年 1 月 20 日 日本が条約を批准

2. 障害者差別解消法の目玉は、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

行政機関等は、その事務又は事業を行うにあたり障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。またその実施に伴う負担が過重でないときは社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。事業者についても、その事業を行うにあたり障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障害者から現

に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施の負担が過重でないとき、その実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

以上、内嶋弁護士のレジュメの要約ですが、氏は、法律用語としての「障害」という単語がたびたび登場するので、混乱を避けるため障害に関する表現はすべて「障害」で統一されています。

シンポジストの体験事例

【脳梗塞により足が不自由な方】

①電車の中で 2, 3 人離れた席の方が「どうぞ」と言って頂いたが、スムーズに移動できないので「結構です」と言ってしまった。声をかけて頂いた方に気まずい思いをさせてしまった。気持ち的には有難いが、以前、転倒してしまった経験もあるし、一度座ってしまうと簡単に立てない。

【聴覚障害の方】

①役所の窓口で手話のできる人がいなく、福祉課の職員を呼んでもらったが時間がかかって困った。 ②駅の対応：電車が遅れているだけなのか、

【オストメイトの方】

さまざまな病気や事故などにより腹部にストーマ(人工膀胱・人工肛門)を造設した方を「オストメイト」といいます。ストーマ装具を適切に装着していれば、臭いも漏れもありません、お風呂も運動も問題ありません。ただオストメイトマークの多目的トイレはまだま

②エスカレーターで、右側に乗っていたところ、「ドケー！じゃま！」と言われた。東京では右側を空けるのがマナーと思われているが、私は左手もマヒしており、ベルトが上手く掴めない。内嶋：「有難う、私は、これこれなので」と一声添えたら如何でしょうか。

事故なのか、振替輸送があるのか、不安になる。聴覚障害者に対する合理的配慮をお願いしたい。

だ少ないので、非障害者は極力使用しないようご協力ください。オストメイトは内部障害のため社会的な理解が十分に進んでいないので、自ら発信するようになっています。

【知的障害の方】

小・中学校ではイジメがあった。定時制高校でも孤立しがちで憂鬱な日々だったが、ワークショップに入ってからは職員がやさしく、友達もできた。

【精神障害の方】

13 歳で摂食障害、20 代でうつ症状がひどくなり大学を中退する。伊勢原市・就労継続支援 B 型事業所に通所しながら県央地区ピアサポーター「チ

農作物の栽培や収穫はとても楽しく精神的に余裕ができてきた。できれば、一般就労し結婚して家庭を持ちたい。

ームせんらる」に登録、精神障がい者への差別と偏見をなくすために活躍中。

(まとめ：向井

◆うつ病や統合失調に役立つ食事と生活習慣

2019 年 2 月 21 日 川崎市総合福祉センターにて 98 名が参加
特定非活動法人 川崎市精神保健福祉家族会あやめ会
公開講座

講師：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
神経研究所 疾病研究第三部・部長 功刀 浩氏



うつ病などの精神疾患の治療に対して、これまで日本では食事や栄養学的な視点でのアプローチがされてきませんでした。しかし近年、精神疾患と食生活や栄養摂取に関する報告が相次いで発表されるようになり、国立精神・神経医療研究センターでも精神疾患の栄養学的側面に着目した臨床研究が進められています。その研究の中心を担う

功刀（くぬぎ）浩先生の、うつ病と食生活の関係についての講演でした。

今回の講演は当事者の治療に役立つ食事と生活習慣の話でしたが、これは、だれにでも通じる食事・運動・睡眠の整え方の話です。我が身に置き換えて正しい生活習慣を身につけて健康寿命を延ばしましょう。食生活、運動などの生活習慣改善は自分でできる治療と予防です。

《講演要旨》

現代の“隠れストレス”がうつ病の一因と考えられます。隠れストレスとは、飽食や食の西洋化、車社会による運動不足、生活の夜型化による覚醒リズムの乱れ、ゲームやネットなどへの依存など、文明化が生み出したストレスです。睡眠不足が朝食の欠食や運動不足を招き、ゲームやネットへの没頭でますます夜型化が進行するなど、これらのストレスは絡み合って悪循環を作り出します。逆にみると、うつ病を防ぐには、生活リズムを整えることが大切であることがわかります。まずは生活習慣を正し、肥満を解消することです。

肥満となる原因としては……

- ◆食べ物の取りすぎ（間食、スナック菓子類、微糖を含む飲料の飲みすぎ）
- ◆昼夜逆転の生活 ◆運動不足（心の病は休息で取れるが、身体の適度な運動が必要） ◆薬による副作用。これまでのうつ病治療の基本は、①心身の休息、②環境調整、③心理療法、④抗うつ薬の4本柱でした。しかし食生活など生活習慣の改善が治療効果に大きな影響を与えることがわかってきました。うつ病の予防につながると考えられる栄養素はいくつか報告されています。しかし、うつ病発症のメカニズム自体が解明されていないため、それらの栄養素がどのようにうつ病予防に働いているかは、推定の域を超えていません。

《食生活のポイント》

◎理想的な食事⇒地中海式食事。地中海料理は新鮮な野菜や魚介類、果物、種実類、豆類、穀類がふんだんに使われている。そしてどんな料理にも大量のオリーブオイルが使われる。

◎週に2〜3回 EPA、DHAが含まれる青魚を食べよう。EPAやDHAはともに、ヒトの体内ではほとんど作ることができない水産生物に特有な脂質を構成する必須脂肪酸の一種で、魚の油に含まれ、イ



ワシやサバなど青魚など脂の乗った魚に豊富に含まれています。血液をサラサラにするといわれています。

◎葉酸を含む食品を多くとりましょう。葉酸は水に溶ける水溶性ビタミンのひとつで、ビタミンB群の仲間です。ほうれん草など緑の葉に多く含まれるためこの名がつけました。葉酸は、レバー、うなぎ、緑黄色野菜、納豆・豆腐などの大豆製品に多く含まれます。

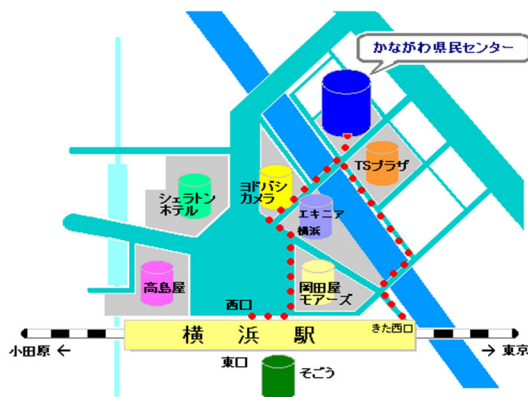
◎バランスのとれた食品の摂取は大切だが、取り過ぎはよくない。

(高カロリー食品、嗜好品、ごはん、微糖を含む飲料水は控えめに)

以上でした。(まとめ：三富)

2019年度 NPO法人じんかれん 定期総会開催のご案内

日時 2019年5月21日(火)13:00~
場所 かながわ県民センター 3階 301号室
(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
横浜駅西口より徒歩5分
次第 13:00~14:20 定期総会
14:30~15:50 研修会



研修会 テーマ：『成年後見制度について』

講師：NPO 法人じんかれん理事・『二見吉明司法書士事務所』代表 司法書士・行政書士 二見吉明氏

じんかれん家族相談のご案内

◆研修を積んだ家族相談員による電話相談
毎週水曜日 10時~16時
☎ 045-821-8796
※困っていること、悩んでいることなどお話し下さい。

◆精神保健福祉の専門家による面接相談
毎月第3水曜日 13時~16時 (要予約)
相談場所：伊勢原 KIVA こだま
(伊勢原市伊勢原 3-27-11)
予約電話：火・木曜日 10時~16時
☎ 045-821-8796
※相談料無料・相談内容は秘密厳守します。



赤い羽根 かながわ

平成 31 年度じんかれんニュースは神奈川県共同募金会の助成を受けて編集、発行しています。この機関誌を通じて精神障害の保健福祉の向上に努めて参ります。募金にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。